

博士論文審査報告

論文題目：日本の石油化学工業一産業政策と産業組織の歴史分析一

学位申請者：橋本規之

審査委員：武田晴人(主査) 加瀬和俊 岡崎哲二、谷本雅之 中林真幸

審査委員会：2010年2月2日

口述試験：2010年2月2日

本論文は、高度成長期以降 1990 年代に至る日本の石油化学工業を対象として、日本の産業政策と、これに規定されながら展開する設備投資調整について検討し、この調整過程が産業組織に与えた影響等を実証的に検討することを課題としている。

あらかじめ構成を示すと、以下の通りである。

序章 課題と方法

第1章 高度成長期日本の産業政策と設備投資調整

第1章補論

第2章 「産構法」に基づく設備処理と共同行為

第2章補論

第3章 合成樹脂産業の再編と事業統合会社の誕生

終章 総括と展望

まず本論文の構成に従って主要な論点とこれについての著者の貢献を明らかにし、その上で審査委員会の評価を記すこととしたい。

序章では、「日本の石油化学産業に関する産業政策と産業組織の歴史分析」として、本論文が「高度成長期から現在にいたるまでの設備投資と設備処理に関する政府・企業間、並びに企業間の組織的調整のメカニズムを明らかにし、産業政策論と投資調整論に新たな知見を付け加えることを課題」としていることが示される。この課題に即して、具体的には、①高度成長期における官民協調懇談会の投資調整と参入規制、②1980年代の構造改善法に基づく設備処理カルテルと共同販売会社の設立、③産業組織に対する介入型産業政策の時代が終了した 1990年代後半以降の、事業統合会社誕生が考察の対象となることが明らかにされる。そこでは、個別企業の動向を踏まえて、関連する政策と、寡占企業間の戦略的相互依存関係を、実態に即して捉えることが肝要であり、これが本論文の基本的な視座となることが宣言されている。

高度成長期の設備投資調整政策を扱った第1章では、石油化学協調懇談会の投資調整の全過程を対象として、とりわけエチレン 30 万トン基準に焦点を当て、石油政策と原料転換政策という、設備投資調整とは対立しうる政策展開を視野に入れつつ調整過程の実態を明らかにした。ここで強調されている点は、第1に、30万トン基準の設定が、需要見通しと基準稼働率をベースにした設備枠の配分というマクロ的調整を優先する方式から、個々のコンビナートを対象としたミクロ的調整を重視する方式への移行を意味したことである。

第2に、この投資調整への政策介入が、原料供給における共同石油系精製会社の積極的育成、誘導品需要における塩化ビニルモノマーの原料転換政策によってゆがめられていったことが指摘される。その結果、短期間の輪番投資という方式も影響して、これらの諸要素が競争促進的に働き、30万トン計画の個別審査というミクロ的調整過程で、「過剰投資」を惹起することとなったという。

第2章では、第2次石油危機の深刻な不況下で顕在化した過剰能力に対して、通産省が特定不況産業安定臨時措置法(特安法、78年制定)を改正・延長した特定産業構造改善臨時措置法(産構法)を83年に成立させ、同法に基づいて指定業種となった石油化学工業において設備処理カルテルの結成と共同販売会社の設立を通じて実施された構造改善計画を論じる。これまでの研究では、構造改善について、計画通りに設備処理を達成した反面で、企業の合併や退出を通じた産業組織の再編・集約化にはつながらず、ダイナミックな資源の移動を促したわけではないと評価されている。これに対して本論文では、具体的な設備処理過程をていねいに跡づけることによって、資本と労働の流動性の制約や独禁法の運用方針などの条件の下でカルテルの共同行為が一定の経済合理性を有していたと主張している。設備処理の共同行為を通じて高効率の生産設備への集約化や償却負担の軽減、価格の相対的安定化が達成されたというのが、その理由である。

第3章では、産構法のもとで設立された共同販売会社制度と、1990年代後半から2000年代前半にかけて急速に展開した業界再編に焦点を当てた分析が試みられる。それによれば、共販会社体制は、90年代前半に石油化学工業が再び「構造不況」に陥る一因となり、その制度的限界を露呈した。もともと、この共販会社は、設立当初の主な目的であった販売と流通面で一定の合理化を達成したとはいえ、体制整備の面で期待された集約化と過度の競争の排除に関しては課題を残していた。そのような事情もあって、製販統合会社を経て事業統合会社へと共販会社体制が見直されていった。その結果、親会社からの生産受託方式によって製販統合会社の意思決定が制約されていたなどの問題点が次第に克服されていくことになった。この過程では、独占禁止法の改正や企業法制の整備が重要な意味を持った。

終章では、投資調整カルテルを可能にした基礎的条件について、①市場環境、②経済制度、③アウトサイダーの存在、④利害調整のメカニズムの4点に注目して整理し、さらに過剰投資をもたらした要因をあらためて総括している。著者は、この総括に際して、「政策体系としてのまとまりのよさ」という意味で「ポリシー・インテグリティ」という概念を導出し、この概念によって「相互に関連する産業政策を明示的に捉えるとともに、産業政策と過剰投資の因果関係に1つの解釈を与えることが可能になる」と主張している。

本論文は、これまでの先行研究に対して、設備投資調整の具体的なあり方を企業行動に注意を払いながら検討することで、批判的に継承しようとしたところに特徴がある。その結果、第1に、30万トン基準の設備投資調整がマクロ的な需要予測を基準とする供給総量のコントロールを放棄し、コンビナートごとの規模の経済性から見た基準によって認可が判断されたこと、そのために投資促進的であったこと、第2に、産構法に基づく設備処理カルテルにおいて、企業間の協調的な行動によって高効率の設備への集約化がある程度進展し、その過程で生じ得た摩擦的な混乱が回避されたこと、第3に共販会社体制が90年代

に行き詰まったあと、産業政策面の介入的な措置ではなく、企業法制や独占禁止法に基づく競争政策の展開の下で、企業の自主的な組織改革が進展したことを明らかにしている。

このような貢献の反面で、本論文には残された課題も多い。第1に設備投資調整が投資促進的に機能したという議論については、過剰投資であっても政府が救済してくれるという期待をはらんでいたと中村隆英が指摘しているが、これらの研究と著者の主張との異同について明確に論じられていない。そのために、「過剰投資のメカニズム」が論じられている場合にも、それが石油危機のような市場環境の激変が無くとも問題となるような性格のものであるか否か、そして、そもそも設備の過剰という評価はどのような基準によって論じられているのかなどが明確ではない。

第2に、設備処理カルテルについては、カルテルによる共同行為の有効性についての統計的な検証の解釈に問題があり、検証が十分ではない。第3に、共販体制の改組にかかわって産業政策の関与がほとんど無かったということを取り上げた積極的な意義が、十分に論述には活かされていないために、産業政策と設備投資調整を焦点に論じるという本論文の意図が不鮮明になっている。また、終章において導出された「ポリシー・インテグリティ」という概念の有効性については、設備投資調整が政策の優先順位となったときには、この調整に経済合理性が付与されたことを言い換えたに過ぎず、積極的な意義を見出しがたい。

以上の問題点については、著者が、本論文の主題にかかわる企業資料の収集や聞き取り調査などについての努力をさらに追加し、それによって実証的な根拠を明確に示すことが必要であり、そうした方向が追求されることを期待し、今後の著者の研究への示唆として指摘しておきたい。

しかしながら、以上のような問題点があるとはいえ、本論文に示された研究成果は、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学界に貢献しうる能力を持っていることを明らかにしている。従って審査委員会は本論文の著者が博士（経済学）の学位を授与されるに値するとの結論を得た。